

令和8年度上尾市監査計画

令和8年度に監査委員が行う監査等について、上尾市監査基準第7条の規定により、監査計画を策定する。

I 実施方針

公正で効率的な行財政運営を確保するため、上尾市監査基準に基づき、本市の事務の管理及び執行等について、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を行い、業務改善につなげることを目的とする。

II 監査等の種類（監査・検査・審査）

1 定期監査（地方自治法第199条第4項による監査）

実施時期

10月～2月

監査等実施予定表の定期監査の欄で指定した部課等の予算の執行等の財務事務について実施する。

11月は、指定した学校を対象に財産の管理、物品の出納及び保管の事務等についても実施する。

学校の施設については4年で一巡するように実施する。

※監査の範囲は、当年度分を対象とし、その都度対象となる部課等に通知する。

※各監査実施予定日の1か月前までを目途に、監査資料を提出するよう依頼する。

2 随時監査（地方自治法第199条第5項による監査）

必要があると認めるとき、定期監査に準じて実施する。

3 行政監査（地方自治法第199条第2項による監査）

定期監査と併せて実施する。

4 財政援助団体等の監査（地方自治法第199条第7項による監査）

(1) 対象団体 (公財) 上尾市地域振興公社
[対象施設] 上尾丸山公園 自然学習館 バーベキュー場
【所管部局及び課(所)】 都市整備部 みどり公園課

(2) 実施時期 9月

5 決算審査（地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項による審査）

決算書及び証書類、その他政令で定める書類を対象とし、定期監査、随時監査及び例月現金出納検査の結果を参考として、一般会計・特別会計・公営企業会計について6月中旬から7月下旬までに行う。

6 例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項による検査）

現金出納に係る諸帳簿及び証拠書類を対象とし、当該検査月の前月分を対象として毎月行う。

7 健全化判断比率審査、公営企業会計資金不足比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項による審査）

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象とし、8月に実施する。

8 内部統制評価報告書審査（地方自治法第150条第5項による審査）

内部統制評価報告書を対象とし、7月～8月上旬までに行う。

9 その他

- ・水道貯蔵品たな卸立会
実施時期 3月

III 監査体制

監査委員3名で監査等を実施し、事務局職員が補助する。

IV 監査等実施予定表

月	定期監査・行政監査	財政援助団体等監査	決算審査・その他
4			
5			
6			決算審査 (一般会計・特別会計・ 企業会計)
7		対象施設 上尾丸山公園、自然学 習館、バーベキュー場	内部統制評価報告書審査
8		対象団体 (公財)上尾市地域振興 公社	健全化判断比率審査等
9		所管部局 都市整備部 みどり公 園課	
10	市民生活部、議会事務局、出納室		
11	教育総務部、学校教育部、小中学校 (高崎線東側)		
12	市長政策室、行政経営部		
1	総務部、選挙管理委員会、監査委員事 務局		
2	都市整備部		
3			水道貯蔵品たな卸立会

※ 例月現金出納検査は毎月行う。